

「組合員に対する不利益を解消する」

申18号

緊急 申し入れを行う!

東日本大震災から1年が経過しました。この間、震災の影響を受け多くの組合員が非常災害や、災害避難勧告等により住居が復旧するまでの間、社宅等を利用できることとしてきましたが、まだまだ時間が掛かる現状にあります。

また、購入券の取扱いについて、社員に対する教育や指導が徹底していない中において、組合員の処分や契約期間の更新を打ち切られたグリーンスタッフも多くいます。よって下記のとおり申し入れを行いました。

1. 「い災等に伴う社宅等の利用について」の(2)①社宅等無料期間の「住居又は家財の一部が焼失又は滅失し、当面の住居に支障する場合。床上浸水した場合。災害避難勧告等により住居に居住できない場合。」の無料期間を2年間に改めること。
2. 購入券の取扱い誤りが発生したが、本人が無自覚な場合の不利益を是正すると共に、社員に対する教育・指導の徹底を図ること。
3. 2011年度新規採用において、地方支社採用者を首都圏支社へ配属した目的と、2012年度新規採用者の社員配置に関する考え方を明らかにすること。

不利益解消に向けて職場からたたかいを創りだそう!